

令和元年度

嘉島町一般会計補正予算

(第5号)

専議第2号

令和元年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）

令和元年度嘉島町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65千円を減額し、歳入歳出予算額の総額を歳入歳出それぞれ6,031,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月18日専決

嘉島町長 荒木泰臣

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		828,555	△23,265	805,290
	2 国庫補助金	496,523	△23,265	473,258
20 町債		490,064	23,200	513,264
	1 町債	490,064	23,200	513,264
歳入合計		6,031,824	△65	6,031,759

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 予備費		29,657	△65	29,592
	1 予備費	29,657	△65	29,592
歳出合計		6,031,824	△65	6,031,759

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	44,000	証書借入	年10%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては、当該見直し 後の利率	25年以内 (うち据置期間 5年以内) 半年賦元利均 等償還又は半年 賦元金均等償還 等 ただし、町財 政の都合によ り、繰上償還を なし、又は低金 利債に借換えを することができる。	67,200	証書借入	年10%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては、当該見直し 後の利率	25年以内 (うち据置期間 5年以内) 半年賦元利均 等償還又は半年 賦元金均等償還 等 ただし、町財 政の都合によ り、繰上償還を なし、又は低金 利債に借換えを することができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
5 教育費国庫補助金	49,689	△23,265	26,424	1 学校教育費補助金	△23,265	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金
計	496,523	△23,265	473,258			

(款) 20 町債

(項) 1 町債

12 教育債	125,200	23,200	148,400	2 学校教育施設等整備事業債	23,200	学校教育施設等整備事業債
計	490,064	23,200	513,264			

2. 歳 出

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	地方債	その他				
2 事務局費	188,366	0	188,366	△23,265	23,200		65		財源組替	
計	200,917	0	200,917	△23,265	23,200		65			

(款) 12 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	29,657	△65	29,592				△65		
計	29,657	△65	29,592				△65		